

市第180号議案

平成29年度横浜市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度横浜市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,545,535 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,667,577,607 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月14日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

財政費等を補正したいので提案する。

市第180号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		291,827,700	1,500,000	293,327,700
	2 国庫補助金	38,007,690	1,500,000	39,507,690
24 諸収入		67,872,788	45,535	67,918,323
	5 雑入	12,986,643	45,535	13,032,178
25 市債		136,221,000	3,000,000	139,221,000
	1 市債	136,221,000	3,000,000	139,221,000
歳入合計		1,663,032,072	4,545,535	1,667,577,607

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		93,757,652 ^{千円}	42,943 ^{千円}	93,800,595 ^{千円}
	4 財政費	18,131,866	42,943	18,174,809
3 市民費		40,724,202	2,592	40,726,794
	1 市民行政費	19,908,372	2,592	19,910,964
15 教育費		244,931,539	4,500,000	249,431,539
	8 教育施設整備費	22,202,453	4,500,000	26,702,453
歳出合計		1,663,032,072	4,545,535	1,667,577,607

市第180号

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学 校 施 設 営 繕 費	2,651,000 <small>千円</small>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成29会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、外国通貨により、発行する場合は、9.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	5,651,000 <small>千円</small>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成29会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、外国通貨により、発行する場合は、9.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	136,221,000				139,221,000			

第3表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
15 教 育 費	8 教育施設整備費	学校特別営繕事業	千円 239,000		千円 4,739,000
設 定 額 合 計			22,768,000		27,268,000